## 平成 29 年度内閣府本府政策評価実施計画(案)のポイント

平成 29 年度内閣府本府政策評価実施計画(案)は、平成 28 年度内閣府本府政 策評価実施計画(改定案)から、主に以下の点を変更。

## 1. 政策評価体系(別紙1)について

政策評価体系について下記のとおり変更し、平成 29 年度に事後評価を実施する政策・施策を 25 政策 64 施策とする。

- ① 業務の終了・移管に伴う施策の削除(2施策)
- ② 組織改編に伴う政策・施策の追加(1政策・1施策)
- ③ 新法の成立に伴う施策の追加(1施策)
- ④ 施策名称の変更(1施策)

## 2. 事前分析表(別紙2)について

施策の特性に応じて適切に政策評価を実施するために、平成 29 年度事前分析 表について下記のとおり見直す。

- ① モニタリングを基本とし、目標未達成時のみ評価を実施(2施策)
- ② 新たに参考指標を導入した施策 (5施策)

## 3. 総合評価方式により事後評価を行う施策(別紙4)について

新たに政策評価体系に追加された2施策について、総合評価方式により事後 評価を行うこととした。